令０１原機(科研)０３５
令 和 ２ 年 ３ 月 １ ８ 日

原子力規制委員会　殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長　児玉　敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3 原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その３）の変更について（届出）

（試験研究用等原子炉施設の一般構造の一部変更）

平成30年10月12日付け30原機（科研）007をもって申請（平成31年2月5日付け30原機（科研）021をもって一部補正）し平成31年3月14日付け原規規発第1903142号をもって認可を受け、その後、令和元年12月18日付け令01原機（科研）021をもって変更を届け出ました国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（JRR-3原子炉施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書（その３）について、記載事項の一部を変更したので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名　　　称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住　　　所	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名	理事長　児玉　敏雄

2. 変更に係る事業所の名称及び所在地

名　　　称	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
所　在　地	茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

3. 変更内容

別紙に示すとおり排気筒の耐震改修に係る設計仕様のうち、鉄筋の継手の長さに関する記載の一部を変更し、試験検査項目及び方法に当該事項に関する検査を追加する。

4. 変更理由

排気筒支持鉄塔の基礎柱に関して、鉄筋組み立ての手順上、帯筋を分割しフレア溶接により継手を設ける必要があり、当該継手を追加する。なお、この変更により、添付計算書に変更は生じない。

以上

別紙

設計及び工事の方法の変更について

（排気筒の耐震改修）

1.　構成及び申請範囲

（変更無し）

2.　準拠した基準及び規格

（変更無し）

3.　設計

3.1　設計条件

（変更無し）

3.2　設計仕様

「表-3.2　鉄筋の継手の長さ」の記載を次のとおり変更する。

（変更前）

<table>
<tr><th>鉄筋の種類</th><th colspan="2">継手の長さ</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>SD295A
SD345</td><td>重ね継手</td><td>35d 又は
25d フック付き</td><td rowspan="3">JASS 5N</td></tr>
<tr><td>SD390</td><td>重ね継手</td><td>40d 又は
30d フック付き</td></tr>
<tr><td>SD490</td><td>重ね継手</td><td>50d 又は
35d フック付き</td></tr>
</table>

（変更後）

<table>
<tr><th>鉄筋の種類</th><th colspan="2">継手の長さ</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">SD295A
SD345</td><td>重ね継手</td><td>35d 又は
25d フック付き</td><td rowspan="4">JASS 5N 及び
鉄筋コンクリート造配
筋指針・同解説</td></tr>
<tr><td>フレア溶接</td><td>片面 10ｄ又は
両面 5ｄ</td></tr>
<tr><td>SD390</td><td>重ね継手</td><td>40d 又は
30d フック付き</td></tr>
<tr><td>SD490</td><td>重ね継手</td><td>50d 又は
35d フック付き</td></tr>
</table>

4.　工事の方法

4.1　工事の方法及び手順

（変更なし）

4.2　試験検査項目及び方法

「4.2.1　基礎、基礎柱、基礎梁、床板の新設」の「(2) 構造検査 (1) (配筋検査)」の記載を次のとおり変更する。

（変更前）

方法：イ．鉄筋の径（呼び径）を目視により確認する。
　　　ロ．鉄筋の本数又は間隔を目視又は測定により確認する。
　　　ハ．鉄筋の継手長さ及び定着長さを目視又は測定により確認する。
　　　ニ．鉄筋と型枠とのかぶり厚さを目視又は測定により確認する。
判定：イ．鉄筋が添付書類 2-2 図-2-2.13、図-2-2.14 に示す径（呼び径）であること。
　　　ロ．鉄筋が添付書類 2-2 図-2-2.13、図-2-2.14 に示す本数又は間隔であること。
　　　ハ．鉄筋の継手長さ及び定着長さが表-3.2 及び表-3.3 に示した値以上であること。
　　　ニ．鉄筋と型枠とのかぶり厚さが表-3.4 に示す値以上であること。

（変更後）

方法：イ．鉄筋の径（呼び径）を目視により確認する。
　　　ロ．鉄筋の本数又は間隔を目視又は測定により確認する。
　　　ハ．鉄筋の継手長さ及び定着長さを目視又は測定により確認する。また、フレア溶接を行う継手については、フレア溶接部を目視により確認する。
　　　ニ．鉄筋と型枠とのかぶり厚さを目視又は測定により確認する。
判定：イ．鉄筋が添付書類 2-2 図-2-2.13、図-2-2.14 に示す径（呼び径）であること。
　　　ロ．鉄筋が添付書類 2-2 図-2-2.13、図-2-2.14 に示す本数又は間隔であること。
　　　ハ．鉄筋の継手長さ及び定着長さが表-3.2 及び表-3.3 に示した値以上であること。また、フレア溶接部について、割れ等の有害な欠陥がないこと。
　　　ニ．鉄筋と型枠とのかぶり厚さが表-3.4 に示す値以上であること。